

20191216中庁第1号
令和元年12月24日

一般社団法人全国信用保証協会連合会
会長 安藤 立美 殿

中小企業庁長官 前田 泰宏

「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

令和元年12月24日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の特則が公表されました。

本特則は、「ガイドライン」を補完するものとして、事業承継時に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものとなっております。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本特則が融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

本特則が広く活用され、事業承継時には原則二重徴求は求めないこととするなどの経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されます。

つきましては、各信用保証協会に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 現場の第一線まで本特則の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、内部規定や契約書の整備等、所要の態勢整備に取り組むこと。
- (2) 本特則の適用に関する準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本特則の積極的な活用に努めること。

(以 上)

20191216中庁第1号
財政第381号
生食発1217第3号
元経営第2135号
令和元年12月24日

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 田中 一穂 殿

中小企業庁長官 前田 泰宏

財務省大臣官房総括審議官 神田 真人

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官 浅沼 一成

農林水産省経営局長 横山 紳

「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

令和元年12月24日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の特則が公表されました。

本特則は、「ガイドライン」を補完するものとして、事業承継時に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものとなっております。主務省としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本特則が融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

本特則が広く活用され、事業承継時には原則二重徴求は求めないこととするなどの経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されます。

つきましては、各営業店及び受託法人に対し、下記を周知徹底方宜しく願います。

記

- (1) 営業現場の第一線まで本特則の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規定や契約書の整備等、所要の態勢整備に取り組むこと。
- (2) 本特則の適用に関する準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本特則の積極的な活用に努めること。

(以 上)

金監督第6004号
20191216中庁第1号
財政第381号
令和元年12月24日

株式会社商工組合中央金庫
代表取締役社長 関根 正裕 殿

金融庁監督局長 栗田 照久

中小企業庁長官 前田 泰宏

財務省大臣官房総括審議官 神田 真人

「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

令和元年12月24日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の特則が公表されました。

本特則は、「ガイドライン」を補完するものとして、事業承継時に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものとなっております。当局としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本特則が融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

本特則が広く活用され、事業承継時には原則二重徴求は求めないこととするなどの経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されます。

つきましては、本店・各支店及び各代理店に対し、下記を周知徹底方宜しく
お願いいたします。

記

- (1) 営業現場の第一線まで本特則の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、
顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規定や契約書の整備等、所要
の態勢整備に取り組むこと。
- (2) 本特則の適用に関する準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行
した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要
に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本特則の積極的な活用にあ
つめること。

(以 上)